

契約書

***** (以下、甲という)と学校法人 国際医療福祉大学 (以下、乙という)は、甲が、乙の契約している株式会社ソフトウェア・サービス (以下、丙という)の医療情報システムを甲の運営する教育施設において教育用の教材として使用する目的のため、以下の通り契約を締結する。

第1条 使用目的及び使用権の許諾

- 乙は丙の承諾を得た上で、甲に対し、教育施設において教育用の教材として使用する目的のためだけに、丙の医療情報システム (以下、本ソフトウェアという)の使用を許諾する。
- 甲は本契約書に基づき、本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの所有権その他のいかなる権利も取得しない。

第2条 使用場所

甲の本ソフトウェアの使用場所は以下に限るものとし、変更、追加等を行う場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

使用場所 住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○大学 ○○科 ○○室

第3条 禁止事項

甲は第1条における教育目的のみに本ソフトウェアを使用し、それ以外に使用してはならない。使用に関して疑義が生じた場合には別途協議する。

第4条 使用権の許諾期間及び利用停止

- 本契約締結日より使用許諾を開始し、甲乙いずれかが書面による通知により利用停止に至るまで有効に存続する。
- 本条に規定する利用停止日は甲及び乙が文書による通知を受領した日とする。なお、その際には乙は、丙に利用停止となったことを通知するものとする。

第5条 著作権

本ソフトウェアの著作権、工業所有権などは、乙が甲に対し、本ソフトウェアの使用権を許諾した後も、丙に帰属するものとする。また、乙が本ソフトウェアに関して提供した資料の著作権、工業所有権なども丙に帰属する。

第6条 秘密保持の基本条項

甲は、乙から口頭、文書又は電子媒体等の情報提供方法を問わず、秘密として取り扱うよう指定されたうえで開示・提供を受けた情報・資料 (図面、仕様書、資料、乱筆乱文も含む)、および知り得た本ソフトウェアに関する機能、ノウハウ、モジュール、テーブル情報等その他社会通念上秘密として取り扱われるべき情報の一切 (以下、秘密情報という)について、本契約に定めるところに従いその秘密を保持することを相互に約する。

第7条 秘密保持義務

甲および乙は、秘密情報につき、厳にその秘密を保持し、第三者に開示・漏洩し、または本ソフトウェアの円滑な利用目的以外に使用してはならない。甲乙互いの使用人にも本契約の内容の遵守をさせることとし、その使用人の義務違反は使用者の義務違反とみなす。ただし、次の情報および資料についてはこの限りでない。

- 公知・公用のもの。
- 開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用と

なったもの。

- 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。
- 開示・提供を受けた後、開示・提供された情報および資料とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。

第8条 複製の禁止

甲は、秘密情報 (第7条但し書のものを除く)を事前に相手方の文書による承諾を得ることなく複製してはならない。

第9条 学生への指導監督

甲は、本システムを使用する学生に対し、本契約書の内容について十分に教示し、本契約書の内容を遵守させる指導監督の責任を負うものとする。

第10条 開示・提供の範囲

甲および乙は、秘密情報 (第7条ただし書のものを除く)を、本件業務に直接携わる必要のある役職員以外の者に開示・提供してはならない。

第11条 情報・資料の返却

甲および乙は、秘密情報について、本ソフトウェアの利用を停止するとき、または、相手方からその返却を求められたときは、直ちにその複製物も含めて相手方に返却するものとする。

第12条 解除・損害賠償

- 乙は、甲が本契約第6条～10条の条項の一に違背したときは、丙のソフトウェアを守るために、何らの事前催告を要せず直ちに本ソフトウェアの利用を停止させることができる。
- 前項に基づき本ソフトウェアの利用を停止した場合であると否とを問わず、甲の重大な過失又は背信行為により乙が損害を被った場合は、甲はその損害を賠償するものとする。

第13条 秘密保持義務の有効期間

本契約の終了後においても第7条による秘密保持等の義務は存続するものとする。

第14条 個人情報の取扱

- 甲及び乙は、互いの開示する情報に個人情報が含まれる恐れのある場合は、それを受け取らないものとする。
- 前項に関わらず個人情報又はその疑いのある情報を受け取った場合は、速やかに使用を停止し相手方に連絡し、その情報を削除するものとする。

第15条 本ソフトウェアの破棄

- 甲は使用権の消滅後1ヶ月以内に本ソフトウェアを破棄するものとする。
- 甲は前項による破棄と同時にその事実を報告する書面を乙に提出するものとし、乙は丙に通知するものとする。

第16条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙が信義誠実の原則に従って協議するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名捺印のうえ、甲乙各々1通を保有する。

平成 年 月 日

甲)

乙)

学校法人 国際医療福祉大学